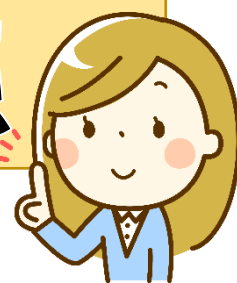


錦織公民館より 個人利用の注意点



個人利用とは

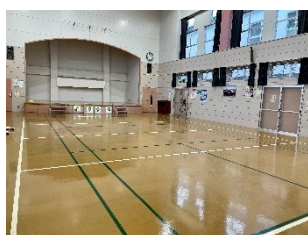
(登米市勤労青少年ホーム条例第8条)

- 1、**当日空いている場合**に(TEL等で確認)利用できます。
- 2、**利用時間**は、**3区分**に分かれています。(下記参照)
- 3、**市外の方は、利用料を1.5倍した額(300円/1区分)**とする



利用できる部屋

①軽運動場



②多目的ホール



※複数で利用の場合有り。



利用料金と時間区分

※下記料金は1人分。

(利用する人数) × (料金) = 支払額

利用できる部屋	利用料		
	①午 前 (8:30～正午)	②午 後 (正午～17:00)	③夜 間 (17:00～21:45)
軽運動場	200円	200円	200円
多目的ホール	200円	200円	200円



※1区分当たり 1人 200円(市外の方は、300円)

※2区分にわたり利用される際は、**2区分の料金が発生します。**

例) 10:00～15:00まで 4人で利用

200円×4人×2区分(① + ②) = 1600円
(800円)

